

取引開始基準

GMOクリック証券株式会社

店頭商品デリバティブ取引

- (1) 当社に証券取引口座を開設済みであること。
- (2) 当社のCFD取引について知識があり、取引の仕組み及びリスク等を十分理解していること。
- (3) 「証券CFD取引契約締結前交付書面」、「証券CFD取引約款」、「商品CFD取引契約締結前交付書面」、「商品CFD取引約款」、及び当社の証券CFD取引ルール、商品CFD取引ルールの内容に同意・承諾していただけること。
- (4) 前号の各書面が電磁的方法により交付されることに承諾していること。
- (5) 「CFD取引に関する確認書」を電磁的方法により差し入れていただくこと。
- (6) 「取引報告書」「取引残高報告書」等の書面が電磁的な方法により交付されることに同意していただけること。
- (7) 100万円以上の金融資産をお持ちであること。
- (8) お客様の年齢が80歳以下であること。+
- (9) 会員ページの「お知らせ」を確認するとともに、緊急時には当社が電話による連絡を行う旨を承諾していること、及びお客様の連絡先電話番号を正確にご登録いただけること。
- (10) 証拠金取引の経験が、3ヶ月以上あること。
- (11) 金融商品取引業者の役職員でないこと。
- (12) その他当社が定める基準を満たしていること。